

# JAPAN P&I NEWS

No.862-16/12/26

**外航組合員各位**

## Polar Code(極海コード)の発効について

題記の件に関し、2015年4月15日付**特別回報第15-001号**をご参照下さい。

「極海域における船舶運航のための国際基準(Polar Code)」は、2014年11月に国際海事機関(IMO)海上安全委員会(MSC)により採択、また、2015年5月にIMO海洋環境保護委員会(MEPC)により採択され、2017年1月1日に発効します。

Polar Code は、北極及び南極海域における船舶の航行に関して、船舶の構造、設備、運航、船員訓練、捜索、救助及び環境保護をすべてカバーするコードであり、安全措置及び汚染防止措置についてそれぞれ義務規定と推奨規定を設けています。

Polar Code に関する IMO のウェブサイトを以下の通りご参考に供します。

<http://www.imo.org/en/MediaCentre/HotTopics/polar/Pages/default.aspx>

以上

日本船主責任相互保険組合